

期 日 平成31年 2月25日
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

平成31年 第2回

増毛町農業委員会議事録

増毛町農業委員会

平成31年第2回農業委員会総会議事録

平成31年2月25日第2回増毛町農業委員会を増毛町役場3階委員会議室に召集した

	開会 午後 3時10分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、会議書記の指名について</p> <p>日程3、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</p> <p>日程4、議案第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について</p> <p>日程5、議案第7号 増毛町農用地利用集積計画作成の要請について</p> <p>日程6、議案第8号 2020年度農業政策と予算に関する要望意見について</p> <p>日程7、その他</p>
2	<p>委員定数 11名</p> <p>出席委員 9名</p> <p style="padding-left: 20px;">1番 木谷辰彦、 2番 森木信廣、 3番 仙北 要、 6番 大嶋利幸 7番、前野憲和、 8番 大嶋紀之、 9番 佐藤健一、 10番 松倉利幸 11番 仙北清孝</p> <p>欠席委員 2名</p> <p style="padding-left: 20px;">4番 前田裕蔵、 5番 大沼清人</p>
3	<p>議事録署名委員</p> <p style="padding-left: 20px;">8番 大嶋紀之、 9番 佐藤健一</p>
4	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">局長 宮崎 勉、次長 菅原京富美、係 田中一志</p>
5	<p>本会の書記次のとおり</p> <p style="padding-left: 20px;">係 田中一志</p>
局長	<p>それでは、ただいまから平成31年第2回増毛町農業委員会総会を開催します。開催にあたり会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>今日は気温が上がり大変良い天気の中、お集まりいただきましてありがとうございます。2月のまだ25日なのですが天候や雪の状態は3月下旬の様な1ヵ月くらい早いのではないかと思います。ここ数日は最高気温がプラスでしたが、それ以前にマイナス10度近くあった日が長々続きましたが積雪はなく、ただ寒いだけの日が続きました。3月に入り降雪があっても大した降雪量にならないのではないかなと思います。今年の春から夏にかけどうなるかわかりま</p>

<p>局長</p>	<p>せんが、増毛町の場合は水不足ということはあんまり考えられないかもしれないですけど、他の地域では水不足も心配されます。また、果樹についても秋田県や岩手県でも少雪だということが私の見ている SNS などで見られますので増毛も例外ではないと思います。あまり雪解けが早まると果樹では、花時期が異常に早まったり霜の心配をしなければなりません。また、雪が消えるまでに剪定を終わらせなければなりませんので気分も焦り気味なのですが、こればかりは自然のなりわいなので、自然に任せるしかないのかなと思います。本当に毎日のように気温を見ながら作業をされていると思いますが、農業委員会総会については着々と進めてもらいたいと思いますのでご協力の程よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。本日の出席委員は11名中9名であります。4番前田委員、5番大沼委員から欠席する旨の通知がありました。農業委員会会議運営規則第6条の規定による定足数に達しております。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規程により、以降の議事進行は会長をお願いいたします。</p> <p>日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は8番大嶋紀之委員、9番佐藤委員をお願いいたします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、田中一志君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として、事務局長以下の関係職員を任命いたします</p> <p>日程3、報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局に説明を求めます。</p>
<p>田中</p>	<p>報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理したことを報告する。平成31年2月25日 増毛町農業委員会 会長。</p> <p>今回は、2件の届出がありました。次のページから届出書と通知書をつけていますのでご覧ください。</p> <p>住 所 [REDACTED] 氏 名 [REDACTED] 所在地番 増毛町 [REDACTED] 権利を取得した日 [REDACTED]</p> <p>こちらは、去年9月の総会で許可しました [REDACTED] さんから [REDACTED] さんに贈与した土地の届出になります。</p>

議長	<p>住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED] 所在地番 増毛町 [REDACTED] 権利を取得した日 [REDACTED] こちらは、[REDACTED]さんの土地を [REDACTED]さんが相続した届出になります。 以上です。</p>
各委員	<p>報告第1号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？</p>
議長	<p>無しの声</p>
田中	<p>それでは、次に進みます。 日程4、議案第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」事務局に説明を求めます。 議案第6号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の許可について」 このことについて、別紙のとおり合意解約の通知があったが、適当と認め許可するものとする。平成31年2月25日提出 増毛町農業委員会 会長。 次のページに通知書をつけています。 賃貸人 [REDACTED] 賃借人 [REDACTED] 所在地番 増毛町 [REDACTED] 契約内容 基盤強化促進法による賃貸借 契約期間 [REDACTED] [REDACTED]に解約の申し入れと合意。土地の引き渡し時期も同日となっています。土地の引き渡しを行う6ヵ月以内の合意で、記載内容についても適正であると判断いたします。以上です。</p>
議長	<p>議案第6号の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？</p>
各委員	<p>無しの声</p>
議長	<p>それでは、議案第6号に賛成の方は挙手願います。</p>
各委員	<p>挙手</p>
議長	<p>挙手多数、よって議案第6号は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程5、議案第7号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」先に、所有権2番、利用権1番から9番まで事務局に説明を求めます。 議案第7号「増毛町農用地利用集積計画作成の要請について」 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、別紙記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を増毛町に要請する。平成31年2月25日提出</p>

増毛町農業委員会 会長。

次のページに総括表をつけています。

所有権 2 番

移転を受ける者

移転をする者

所在地番 増毛町

所有権移転の時期

対価 円を平成 年 月 日までに口座へ振り込む

利用権 1 番

設定を受ける者

設定をする者

所在地番 増毛町

契約期間

借賃 円を毎年 月末日までに

利用権 2 番

設定を受ける者

設定をする者

所在地番 増毛町

契約期間

借賃 円を毎年 月末日までに

利用権 3 番

設定を受ける者

設定をする者

所在地番 増毛町

契約期間

借賃 円を毎年 月末日までに

利用権 4 番

設定を受ける者

設定をする者

所在地番 増毛町

契約期間

借賃 円を毎年 月末日までに

利用権 5 番

設定を受ける者

設定をする者

所在地番 増毛町

契約期間

借賃 円を毎年 月末日までに

利用権 6 番
設定を受ける者
設定をする者
所在地番 増毛町
契約期間
借賃 円を毎年 月末日までに

利用権 7 番
設定を受ける者
設定をする者
所在地番 増毛町
契約期間
借賃 円を毎年 月末日までに

利用権 8 番
設定を受ける者
設定をする者
所在地番 増毛町
契約期間
借賃 円を毎年 月末日までに

利用権 9 番
設定を受ける者
設定をする者
所在地番 増毛町
契約期間
借賃 円を毎年 月末日までに

これらの内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。以上です。

議長

所有権 2 番、利用権 1 番から 9 番までの説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？

各委員

無しの声

議長

それでは、所有権 2 番、利用権 1 番から 9 番に賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手

議長

挙手多数、よって所有権 2 番、利用権 1 番から 9 番は原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権 10 番については 委員が事業経営の参画者となっていますので、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。

<p>田中</p>	<p>それでは再開します。 所有権 10 番について事務局に説明を求めます。</p> <p>利用権 10 番 設定を受ける者 [REDACTED] 設定をする者 [REDACTED] 所在地番 増毛町 [REDACTED] 契約期間 [REDACTED] 借賃 [REDACTED] 円を毎年 [REDACTED] 月末日までに [REDACTED]</p> <p>こちらの内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>利用権 10 番の説明が終わりましたのが、質疑ございませんか？</p>
<p>各委員</p>	<p>無しの声</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、利用権 10 番に賛成の方は挙手願います。</p>
<p>各委員</p>	<p>挙手</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数、よって利用権 10 番は原案のとおり決定いたしました。 暫時休憩し、[REDACTED] 委員は席へお戻りください。 それでは再開します。</p>
<p>田中</p>	<p>次に、日程 6、議案第 8 号「2020 年度農業政策と予算に関する要望意見について」事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 8 号「2020 年度農業政策と予算に関する要望意見について」 一般社団法人北海道農業会議から 2020 年度農業政策と予算に関する要望意見の取りまとめの要請があったので、下記事項について別紙のとおり要望するものとする。平成 31 年 2 月 25 日提出 増毛町農業委員会 会長。</p> <p>項目 農業者年金の政策支援加入に係る配偶者または直系卑属のカラ期間の適用について</p> <p>内容 政策支援加入している経営主の配偶者または直系卑属の方にもカラ期間を適用する。</p> <p>理由 政策支援加入している経営主については、出稼ぎ等で被保険者資格を失い脱退している期間を、要件を満たしていればその期間もカラ期間として政策支援加入や特例付加年金支給の期間要件に参入することができる。しかし、配偶者または直系卑属については、カラ期間がなく経営主が出稼ぎ等をしている期間を政策支援加入や特例付加年金支給の期間要件に参入することができない。そのため年齢によっては、経営主は国庫補助分の年金を受けられるが、配偶者または直系卑属の方は国庫補助分の年金を受けられない場合がある。以上です。</p>

議長	議案第8号の説明が終わりましたが、質疑ございませんか。
各委員	無しの声
議長	それでは、議案第8号に賛成の方は挙手願います。
各委員	挙手
議長	挙手多数、よって議案第8号は原案とおり決定いたしました。 次に、日程7、その他について事務局からなにかありますか。
局長	3月総会は、農用地利用集積計画と下限面積の設定についてを予定していますのでよろしく願いいたします。
議長	そのほかに、みなさんからなにかありますか。 本日の案件はすべて終了しました。これで第2回農業委員会総会を終了します。
	閉会時刻 午後 3時30分
	以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。
	平成31年 2月25日
	農業委員会会長 仙北清孝
	議事録署名委員 大嶋紀之
	議事録署名委員 佐藤健一